

第7回全国権利擁護支援フォーラム報告

2016年2月13日（土）、14日（日）の二日間にわたって、日本福祉大学東海キャンパスにおいて、第7回全国権利擁護支援フォーラムが開催されました。

1日目は、まずAOY（アドボカシー・オブ・ザ・イヤー）から始まりました。今回のAOYは、日本理化学工業株式会社様が受賞されました。大山会長より、昭和35年から現在に至るまでの積極的な重度障害者雇用への取り組み、また、1本のチョークを誰もが同じように作ることができるための様々な工夫についてご報告をいただきました。「知的障害者に働くことの意味を教えてもらった。」との話は、心に響いた一言でした。

次に、竹中勲さんによる基調講演「判断能力が十分でない成年者の基本的人権保障と自己決定支援・自己人生創造希求権—憲法学の立場から—」というテーマでお話しいただきました。冒頭、憲法の念頭に置く人間像とは、抽象的人間像ではなく、具体的な人間像であるとの説明がありました。そして、「具体的人間」の一類型である「判断能力が十分でない成年者（知的障害や認知症者）」の基本的人権の保障に関して、現行の成年後見制度の欠格条項（職業選択の自由・公務員就任権など）は、憲法13条に反しており、権利を制約するものであることから、撤廃に向けた議論が必要であると指摘されました。

また、憲法13条第2文（後段）「生命、自由、及び幸福追求に対する国民の権利」において、「自己人生創造希求権」＝「どの具体的個人もかけがえのない人間存在として、自己の人生（その人なりの人生）をつくりあげることを、模索し希求する権利」を保証していると解釈されました。

憲法学の解釈は、少し難しく感じられましたが、冒頭での説明や「自己人生創造希求権」が新鮮かつ印象的で、憲法が身近に感じられ、また、現行憲法において「判断能力が十分でない人」の基本的人権の保障が具体的に確認できたことは、実践者にとって心強いものとなりました。



次に、平野隆之さん、竹中勲さん、佐藤彰一さんによる鼎談「権利擁護と意思決定支援」が行われました。竹中さんから「自己人生創造希求権＝自分らしく生きる権利」のさらなる具体的な説明のあと、意思決定については、「本人の意向と周りの意向とのせめぎあいである」、「自己決定支援をすると最終的には代行決定になるのではないか」、「支援者の考える『いい決定』に導き、本人がそれで決定したとしても、それは誘導であり、自己決定とは言えないのではないか（詐欺ではないか?）」など、議論が深まりました。

その上で、決定する前のプロセス、つまり本人への意志確認を含め本人独自の生き方（履歴）を理解すること、悩みつつも、時間、労力をかけて行うことが大切であることを確認されました。また、支援会議の意味についても触れられ、本人を中心に、本人を知っている人が集まり、共同決定的な仕組みを作ることの大切さも報告されました。

意思決定支援のガイドラインは、個別性が高いだけに不可能に近いとの説明もありましたが、実践者の一人としてはその枠組みができることを期待したい思いでした。

2日目は、特別企画として「障害者差別法と権利擁護」の第一部「私たちの意見」が登壇者の奈良崎真弓さん、川口由景雄さんとインタビュアー三田優子さんによって展開されました。障害者差別解消法施行にあたり、差別についてどういう考えか、法律について思うところはあるのか、当事者から直接聞くことができました。

現在、グループホームで暮らしている川口さんは、「差別」という言葉を聞いたことがないと述べられました。ホームでの困りごとは、財布をどこかに忘れてくることが多く、世話人から咎められることがあり、自分が悪いとはわかっているにもかかわらず咎められると何も言えなくなると話されました。また、1人暮らしをしたいか？という質問には、1人暮らしは難しいと考えておられ、誰かに手伝ってもらいやってみたいと思うか？との質問には、言いづらいと答えられました。

現在、家族と同居している奈良崎さんは、ホームに入りたと思ったことはあるか？という質問には、何もできなくなったら施設に入りたいたいと答えられました。奈良崎さんは、「差別」という言葉を聞いたことのない川口さんに説明をされました。

最後に奈良崎さんからは、障害者差別解消法について、「誰のための法律であるのか、本人に伝わっていないのが辛く、本人が知らないのではその人のためにはならない。自分が参加した（障害者差別解消法に関する）会議でも、予算の話から始まったのでうんざりした。」「支援者や行政も法律について知らないのではないか。」と述べられました。

障害者差別解消法は当事者にとっては理解が難しい概念であることも分かり、知的障害のある当事者本人にどのように分かりやすく伝えられるかは大きな課題であると感じました。奈良崎さんから川口さんに「差別」という言葉の意味を伝えていたように、当事者同士で話し合う機会も必要であると思いました。



第2部は大塚晃さんコーディネートによる川島聡さん、北野誠一さん、三田優子さんによるシンポジウムが行われました。川島さんからは、「障害者差別解消法と合理的配慮」という内容で、合理的配慮の7つの内容と3つの手続きをわかりやすく説明いただきました。

北野さんからは、「障害者差別解消法の施行に向けて一意思決定支援を踏まえた合理的配慮の展開」について、報告がありました。その中で、障害者差別解消法は、障害者を不当に差別的に扱うことと、障害者に立ちはだかる様々な障壁に対して合理的配慮をしないことも差別であることを明確にした法律であると説明がありました。また、差別の9割が市民の無知によるものであり、それらに働きかけることができれば差別はほぼ解消するのではと話されました。

また、三田優子さんは、「障害者差別解消法について」の報告の中で、当事者は「差別」の体験に傷つき、忘れていない、しかし文句を言うてはいけなと我慢していること、この法律ができて、自分たちの生活にどのように影響するものかが当事者には伝わっていないこと、当事者の思いと法律との間にギャップが生じているのが現状であることを述べられました。



合理的配慮は「差別禁止」のための法律からみた体系、意思決定は「障害者の支援」という福祉の体系のものです。両者が互いに関連づけて考えられなければならないと思いました。また、本人の意思表示が十分でない、または困難な場合においては、合理的な配慮が必要かどうかの意思の確認や、またそれを表明するためのサブシステムの確立が必要だと感じました。

二日間の研修を終えて、私たちがこれから実践すべきことが具体的に見えてきたように思いました。法律が施行されたからといって、社会の理解が深まり、差別が解消し、障害者の方々にとって突然住みよい社会が実現するわけではありません。しかし、これを根拠として、権利擁護支援の実践の中で、個別具体的な場面での合理的配慮についての気づきや提案、議論を積み重ねていく取り組みが重要であると感じました。

尾崎 史

(全国権利擁護支援ネットワーク運営委員)